

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社井上組	徳島県美馬郡つるぎ町半田字西久保 3 4 2 - 3

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 6 月 1 3 日 から 令和 6 年 7 月 2 4 日 まで (6 週間)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である(株)井上組は、四国地方整備局徳島河川国道事務所発注の「令和 3 年度 横断道津田高架橋下部 P 9 工事」において、橋脚躯体の施工にあたり、先行して設置した鉄筋組み立て用の架台を使用しての柱部鉄筋 D 5 1 の組み立て(建込み)作業中、鉄筋及び架台の傾きが確認されたため、建てりを修正していたところ、既に建込んでいた 1 4 2 本の柱部鉄筋 D 5 1 が倒壊して、架台上の足場に乘っていた一次下請の作業員 1 名が死亡し、3 名が負傷する事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 7 号及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 7 号に該当する。

指名停止措置要領別表第 1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート 3 - 3 3 TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1 (代)

(定時以降は 0 8 7 - 8 1 1 - 8 3 0 3)

総務部契約課長 山本 隆 (内線 2 5 1 1)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線 6 3 1 1)

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司 (内線 2 5 1 2)